

申請書（記載例）

様式第十六号（第十条の二十二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理業の  
事業範囲変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県知事 へ

※登記事項証明書（又は住民票）に記載されたとおり  
に記入してください。

申請者

ふりがな ぐんまけん おおたし はまちょう  
住所 群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号

ふりがな じょうしゅうかんきょう あかぎたろう  
氏名 株式会社上州環境 代表取締役 赤城太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（0276）47-0000

郵便番号 000-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第01050000000号
収集運搬業・処分業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを記載すること。）	特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く） ※現在の許可内容を記入 廃油（揮発油等）
変更の内容	特別管理産業廃棄物の種類の追加 感染性産業廃棄物（積替え保管を除く）、廃水銀等
変更理由	事業拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

（日本産業規格 A列4番）

# 申請書（記載例）

様式第十六号

（第2面）

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
あらた よしざだ <b>新田 義貞</b>	S33. 5. 8	群馬県太田市新田反町町〇〇番 群馬県太田市新田市野井町〇〇番	※住民票のとおり記入
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住 所	
じょうしゅうかんきょう <b>株式会社上州環境</b>		群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号	※登記事項証明書のとおり記入
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住 所	
	※該当者がいる場合記入 その者の住民票及び登記されていないことの証明書を添付		
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
あがぎ たろう <b>赤城 太郎</b>	S18. 2. 7 代表取締役	群馬県渋川市赤城町北赤城山〇〇番 群馬県渋川市赤城町南赤城山〇〇番	
くさつ よいとこ <b>草津 酔床</b>	S19. 7. 1 取締役	群馬県吾妻郡草津町大字草津〇〇番 群馬県前橋市大渡町〇〇番	
いかほ ゆめじ <b>伊香保 夢二</b>	S29. 4. 1 取締役	群馬県渋川市伊香保町〇〇番 群馬県渋川市石原〇〇番	
みなかみ おんせん <b>水上 恩千</b>	S22. 10. 10 監査役	群馬県利根郡みなかみ町湯原〇〇番 群馬県利根郡みなかみ町後閑〇〇番	

※住民票及び登記されていないことの証明書を添付  
 ※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者（顧問、相談役、会長等）についても記載

# 申請書（記載例）

様式第十号

（第3面）

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	3,000株		出資の額	3,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
あかぎ たろう 赤城 太郎	S18.2.7	1,500株	群馬県渋川市赤城町北赤城山〇〇番	
		50%	群馬県渋川市赤城町南赤城山〇〇番	
はるな じろう 榛名 次郎	S30.2.1	1,000株	群馬県高崎市榛名山町〇〇番	
		33.3%	群馬県高崎市榛名湖町〇〇番	
みよぎ さぶろう 妙義 三郎	S30.3.20	500株	群馬県富岡市妙義町岳〇〇番	
		16.7%	群馬県富岡市妙義町妙義〇〇番	

※直前決算期の法人税確定申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」の写しを添付  
ただし、申請日現在の株主又は出資者若しくは金額に変動が生じている場合には、その変動を決議した議事録の写しを添付  
法人設立後最初の決算期を迎えていない場合は、法人代表者が作成し原本証明した株主名簿又は出資等を証明する書類を添付

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
<p>※該当者がいる場合記入 その者の住民票、登記されていないことの証明書及び証明書類（雇用及び役職又は地位を証明できるもの）を添付</p>			
<p>※政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p>			

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

申請書（記載例）

様式第六号の二（第九条の二関係）

（第1面）

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社は既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、業を営んでおりますが、今回排出事業者の要望により新たに感染性産業廃棄物、廃水銀等を取り扱うため、変更許可申請を行いました。廃棄物は積替え保管を行わず、即日処分施設に搬入します。

※「予定排出事業者の所在地」または「予定運搬先の所在地」のどちらかは必ず群馬県内となります。  
※既許可品目も記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油 (揮発油等)	0m <sup>3</sup> /月	液状	〇〇化学(株) 〇〇県〇〇市	なし	株)〇〇環境化学 〇〇県〇〇市
2	感染性産業廃棄物	0t/月	固形	〇〇病院 〇〇県〇〇市	なし	〇〇〇〇(株) 〇〇県〇〇市
3	廃水銀等	0t/月	液状	〇〇化学(株) 〇〇県〇〇市	なし	同上
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

申請書（記載例）

様式第六号の二

（第2面）

3. 運搬施設の概要		※車検証のとおり記載してください。			
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	群馬 100 い 22-22	10,000	株式会社環境〇〇	
2	バン	群馬 400 う 33-33	3,000	株式会社環境〇〇	
3	バン	群馬 400 え 44-44	2,000	申請者に同じ	
4	タンク車	群馬 800 お 55-55	2,000	株式会社環境〇〇	
5	冷蔵冷凍車	群馬 800 か 66-66	2,000	株式会社環境〇〇	
6	※同一の運搬車両を複数の収集運搬業者が使用することは、法令違反になることもあります。 他人名義の運搬車両を申請する場合には、使用権原を有することを証する書類を交わすほ か、名義人が使用していないか確認してください。				
7					
8	※それぞれについて、次のとおり「付近の見取図」を添付してください。 ・事務所（群馬県内に限らず、必ず添付してください。） ・事業場（群馬県内に事業場がある場合は、必ず添付してください。） ・駐車場（群馬県内に駐車場がある場合は、必ず添付してください。）				
9					
10					
事務所の所在地	群馬県桐生市織姫町〇〇番〇〇号				
駐車場の所在地	同上				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
鋼製ドラム缶	廃油（揮発油等）	200L			
感染性廃棄物専用容器	感染性産業廃棄物	20L			
廃水銀等専用容器 （ステンレス製）	廃水銀等	20L			

# 申請書（記載例）

様式第六号の二

（第3面）

(3) 積替施設又は保管施設の概要

**積替え保管は行わない**

※群馬県（前橋市及び高崎市を除く）内で積替え保管を行わない場合は、添付不要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

# 申請書（記載例）

様式第六号の二

（第4面）

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

**(1) 車両毎の用途**

車検証に「土砂等以外」の積載物制限が記載されている場合

土砂等禁止車両では、鉋さいは運搬しません。

①キャブオーバ

廃油（揮発油等）、廃水銀等

②バン

感染性産業廃棄物

③タンク車

廃油

④冷蔵冷凍車

感染性産業廃棄物

**(2) 収集運搬業務を行う時間**

9時～17時（休憩 1時間）

**(3) 休業日**

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数の内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人

※役員及び使用人の数は、様式第六号の第2面及び第3面と整合をとってください。

法人全体の人数を記載し、規模が大きい会社については、この申請の事業に関する社員をうち数で（ ）書きしてください。（合計欄は、（ ）の数と役員数の合計としてください。）

## 申請書（記載例）

様式第六号の二

（第5面）

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

### ○運搬に際し講ずる措置

#### 【飛散流出防止対策】

- ・様式第六号の二（第2面）の容器に入れて運搬する。

#### 【悪臭防止対策】

- ・必要に応じ容器を用いるとともに、運搬車両の清掃及び他施設の清掃に努め、運搬する産業廃棄物から悪臭が発散しないよう留意する。

#### 【感染性産業廃棄物の取り扱い】

- ・感染性産業廃棄物は、冷蔵冷凍車で運搬するか、20℃未満となるよう冷蔵装置を備えた専用容器に入れて運搬する。



申請書（記載例）

（第6面）

運搬車両の写真

様式第六号の二

自動車登録番号又は車両番号	群馬 800 か 66-66
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の<b>前面（真正面）</b>を撮影すること。</li><li>・ナンバープレートが確認できること。</li></ul> <div data-bbox="320 904 1380 1234" style="border: 2px solid black; padding: 10px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・追加する品目を運搬する車両のみ提出してください。</li><li>・カラー写真を添付してください。（デジカメ可）</li><li>・車両の全容、自動車登録番号が明確に確認できるものとしてください。</li><li>・記載しきれない場合には、この様式を複写して添付してください。</li><li>・土砂等禁止車両では、鉦さいは、運搬不可です。</li></ul></div>
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の<b>側面（真横）</b>を撮影すること。</li><li>・名称等の車体の表示が確認できること</li></ul> <div data-bbox="395 1487 1289 1711" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p><p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p></div>
	撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

申請書（記載例）

（第7面）

様式第六号の二

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	感染性廃棄物専用容器	用途	様式第六号の二（第2面）のとおり
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li> </ul> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加する品目を運搬する容器のみ提出してください。</li> <li>・ カラー写真を添付してください。（デジカメ可）</li> <li>・ 容器等の全体が明確に確認できるものとしてください。</li> <li>・ 記載しきれない場合には、この様式を複写して添付してください。</li> </ul> </div>			
撮影		〇〇年〇〇月〇〇日	

運搬容器等の名称	廃水銀等専用容器 (ステンレス製)	用途	様式第六号の二（第2面）のとおり
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li> </ul>			
撮影		〇〇年〇〇月〇〇日	

# 申請書（記載例）

（第8面）

様式第六号の二

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する資金の総額	25,000	
土 地	購入費 5,000	
事務所1	造成費 2,500    建設費 5,000	
事務所2	造成費 1,500    建設費 3,000	
収集運搬車両	購入費 2,000	
積替保管施設	造成費 2,000    建設費 4,000	
調 達 方 法	自己資金	5,000
	借入金	20,000
	その他	
	増 資	
<p>新たな資金を要しない場合には、いずれかの余白にその旨を記載してください。</p> <p>（例）「他県で許可を受けて特別管理産業廃棄物収集運搬業を営んでおり、許可申請に際し、新たな資金は必要としない」</p> <p>（例）「建設業を営んでおり、車両や容器も備わっているため、許可申請に際し、新たな資金は必要としない」</p>		
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

申請書（記載例）

（第9面）

様式第六号の二

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			〇〇年〇〇月〇〇日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	<b>定期預金</b>		<b>3, 0 0 0</b>
有価証券	<b>株式</b>	<b>1, 0 0 0株</b>	<b>1 0 0</b>
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	<b>自宅宅地 駐車場土地</b>	<b>1 1 0㎡</b>	<b>2 0, 0 0 0</b>
建 物	<b>自宅</b>	<b>1棟</b>	<b>1 2, 0 0 0</b>
備 品			
車 両	<b>ダンプ</b>	<b>1台</b>	<b>3, 0 0 0</b>
そ の 他			
資 産 計			<b>3 8, 1 0 0</b>
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			<b>1 9, 0 0 0</b>
短期借入金			<b>5 0 0</b>
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			<b>1 9, 5 0 0</b>

# 申請書（記載例）

（第10面）

様式第六号の二

## 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県知事 様

申請者

住所 群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号

氏名 株式会社上州環境  
代表取締役 赤城太郎

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（参考）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号

イ 第7条第5項第4号(イ)から(フ)までのいずれかに該当する者  
第7条第5項第4号

(イ) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

(ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ニ) この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注1）若しくはこれら  
の法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び  
第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、  
第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、  
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ホ) 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）  
若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定に  
より許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4  
第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り  
消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知  
があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問  
その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と  
同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同  
じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

(ハ) 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定  
による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないこ  
とを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以  
下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含  
む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者  
（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

(ト) (ハ)に規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のい  
ずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、(ハ)  
の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令  
で定める使用人（注2）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定  
める使用人（注2）であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

(フ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）  
又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注2）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人（注2）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（注1）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防  
止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類  
対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（注2）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しく  
は再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

## 申請書（記載例）

【特別管理産業廃棄物収集運搬業】別紙「水銀使用製品産業廃棄物等取扱品目一覧」

（特別管理産業廃棄物収集運搬業者用）

以下のうち、該当する番号に「○」を付してください。

1. 水銀を含有する特別管理産業廃棄物は、取り扱いません。
2. 水銀を含有する特別管理産業廃棄物について、以下の表で「○」を付した種類について取り扱います。・・・注）この種類が許可証に表記されます。

◆ 取り扱う特別管理産業廃棄物について、該当欄に○を記入してください。

積替え保管 : あり  なし

特別管理産業廃棄物の種類	水銀回収義務の対象を含む全て	水銀回収義務の対象を除く。
鉍さい		
ばいじん		
汚泥		
廃酸		
廃アルカリ		

### 【水銀回収義務の対象】

○鉍さい、ばいじん又は汚泥については、水銀<sup>(※)</sup>を1,000mg/kg以上含有するもの

○廃酸又は廃アルカリについては、水銀<sup>(※)</sup>を1,000mg/L以上含有するもの

(※) 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

## 申請書（記載例）

【特別管理産業廃棄物収集運搬業】別紙「PCB廃棄物に係る事業計画書チェックリスト」（特別管理産業廃棄物収集運搬業者用）

### 【別紙】PCB廃棄物に係る事業計画書チェックリスト（高濃度 低濃度）

許可番号： **010000000000** 申請者： **株式会社上州環境**

PCB廃棄物を取り扱う場合には、PCB廃棄物に係る事業計画書を添付してください。 事業計画は「PCB収集・運搬ガイドライン」（ <a href="http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index.html</a> ）、「低濃度PCB収集・運搬ガイドライン」（ <a href="http://www.env.go.jp/recycle/guideline_lc-transport191220.pdf">http://www.env.go.jp/recycle/guideline_lc-transport191220.pdf</a> ）に即したものとし、記載内容を本チェックリストにより確認してください。			
		高濃度	低濃度
<b>安全管理 及び 運行管理</b>			
共通	安全管理体制が示されている（安全管理責任者、運行管理責任者、収集・運搬従事者全員の氏名）。		○
	作業マニュアルが作成されている。		○
	安全管理責任者及び運行管理責任者が、PCB作業従事者講習会を修了している。		○
	講習会修了者が、収集・運搬従事者全員に対して、年一回以上、表1にある科目について教育を実施している。		○
	運搬車ごとに運行状況を把握するための機器を有している（高濃度の場合、電子情報技術（GPSなど）を活用し、位置情報を確認することが望ましい）。		○
	運搬容器、運搬車の運用、運行記録表（様式）が作成されている。		○
<b>緊急時の対応</b>			
共通	以下のような応急措置設備・器具の写真が添付されている（低濃度のみを取り扱う場合は、GPS、保護衣及び呼吸用保護具を除く）。 ・保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具（ろ過式マスクなど）、保護眼鏡 ・流出・飛散防止用具（吸着マット、ウエス、土砂など）、回収用具（シャベル、容器など） ・消火設備、連絡設備・器具（携帯電話、PHS、無線、GPSなど）		○
	緊急連絡体制が示されている（消防、警察、都道府県担当部局、保管事業者、処分業者などの連絡先）。		○
	緊急時対応マニュアルが作成されている（緊急通報時の伝達内容、火災時・漏洩時の対応方法、暴露・接触時の応急処置方法など）。		○
<b>車両</b>			
共通	外観及び荷台部を確認できる写真が添付されている。		○
	「PCB」又は「低濃度PCB」の表示がされている。		○
	飛散・流出・漏洩防止措置、運搬容器の積載方法が、図、写真又は文章で説明されている。 ※車両の形状ごとにまとめて説明する方法も可		○
低濃度	オイルパン又はシート等による防護措置が施されている（自由液が存在しないものを運搬する場合、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）で運搬する場合を除く）。	/	○
高濃度	漏れ防止型金属容器※1又は漏れ防止型金属トレイ※2を用いる場合、転倒防止措置が施されている。 また、吸収剤※3を使用する。 ※1 空間容量： PCB含有物の1.25倍以上 ※2 空間容量： 壁面の高さ800mm以上 又は PCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上 ※3 吸収剤： 容器内部の液量の1.1倍以上を吸収できるもの	/	/

申請書（記載例）

		高濃度	低濃度
<b>運搬容器</b>			
<b>共通</b>	外観、内部、飛散流出・漏洩防止措置（蓋の密閉方法等）を確認できる写真が添付されている。		○
	「PCB」又は「低濃度PCB」の表示がされている。		○
	（固体状であって自由液が存在しないものを取り扱う場合） 漏れを防止でき、内容物が漏出しにくい容器が選定されている。		○
<b>低濃度</b>	（低濃度PCB含有廃油・微量PCB汚染絶縁油を取り扱う場合） 鋼製ドラム、機械により荷役する構造を有する容器（変圧器、コンデンサ等を含む）、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）のいずれかが容器として選定されている。	/	○
	（低濃度PCB含有廃油付着物・微量PCB汚染絶縁油付着物であって、自由液が存在するものを取り扱う場合） 鋼製ドラム、機械により荷役する構造を有する容器（変圧器、コンデンサ等を含む）のいずれかが容器として選定されている。	/	○
	オイルパン又はシートによる防護措置※が施されている（自由液が存在しないものを運搬する場合、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）で運搬する場合を除く）。 ※オイルパン又は木枠の高さは100mm以上	/	○
	（微量PCB汚染廃電気機器等を取り扱う場合） オイルパンについては、水張り試験、探傷試験等の試験を受けている。	/	○
<b>高濃度</b>	（廃PCB等を取り扱う場合） 天板固定式の鋼製ドラム、IBC容器、ポータブルタンク、漏れ防止型の金属製容器、漏れ防止型の金属製トレイ（廃棄物を別の容器に収納する場合に限る）、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）のいずれかが容器として選定されている。	/	/
	（トランス、コンデンサ等であって、漏洩していないもの又は液抜きしているものを取り扱う場合） 天板取外し式の鋼製ドラム、IBC容器、ポータブルタンク、漏れ防止型の金属製容器、漏れ防止型の金属製トレイのいずれかが容器として選定されている。	/	/
	（トランス、コンデンサ等であって漏洩しているもの、安定器、固体状であって自由液が存在するものを取り扱う場合） 天板取外し式の鋼製ドラム、IBC容器、ポータブルタンク、漏れ防止型の金属製容器、漏れ防止型の金属製トレイ（廃棄物を別の容器に収納する場合に限る）のいずれかが容器として選定されている。	/	/
	小型容器、IBC容器及びポータブルタンクについては、UNマークが表示されている。	/	/
	UNマークが表示されている容器について、「危険物容器検査証（写）」及び以下の試験・検査にかかる「検査試験成績書（写）等」が添付されている。 ・設計型式試験（小型容器除く） ・性能検査 ・外観検査 ・構造検査	/	/
漏れ防止型の金属製容器及び漏れ防止型の金属製トレイについては、製造者又は改造、修理を行った者による設計型式試験、水張り試験及び外観検査を受けている。	/	/	



# 申請書（記載例）

表 1 教育科目（例）

<p>(1) 基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物処理に係る一般事項</li><li>・ PCB廃棄物に係る関係法令</li><li>・ PCB廃棄物の性状</li><li>・ PCB廃棄物の取扱い方法</li></ul> <p>(2) 収集・運搬方法の基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 処理基準</li><li>・ 委託契約基準</li><li>・ マニフェスト制度</li><li>・ 事前調査の方法及び内容</li></ul> <p>(3) 積み込み、積下し、積替え・保管の方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運搬容器、運搬車への収納、固定方法</li><li>・ 荷役方法</li><li>・ 管理方法</li><li>・ 漏洩防止、液抜き措置</li></ul> <p>(4) 運搬の方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運搬車の点検</li><li>・ 安全運行、運搬経路の遵守</li><li>・ 運搬中の安全確認</li><li>・ 位置確認</li></ul>	<p>(5) 表示及び携行書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 表示等の方法及び内容</li><li>・ 携行書類の内容及びその使用方法</li></ul> <p>(6) 運搬容器</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運搬容器の基準</li><li>・ 運搬容器の取扱い方法</li><li>・ 運搬容器の種類と選定方法</li><li>・ 運搬容器の維持管理の方法</li><li>・ 吸収材の使用法</li></ul> <p>(7) 緊急時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 緊急時の対応方法 (通報・連絡方法、被害防止対策方法)</li><li>・ 応急措置設備・器具の内容及びその使用方法</li><li>・ 健康被害及びその予防措置、応急措置</li></ul>
--	--



# 申請書（記載例）

【特別管理産業廃棄物収集運搬業】別紙 添付を省略する書類の一覧表

・添付を省略する書類に○印をつけて下さい。

省略できる書類		省略する理由			
		更新許可申請のため	変更許可申請のため (追加する品目に関わらないもののみ可)	先行許可証を提示するため	2つ以上の許可を同日に申請するため
様式第六号の二	(第3面)積替施設又は保管施設の概要				
	(第4面)収集運搬業務の具体的な計画				
	(第5面)環境保全措置の概要				
	(第6面)運搬車両の写真				○
	(第7面)運搬容器等の写真				○
	(第8面)事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法				
	(第9面)資産に関する調書(個人用)				
	(第10面)誓約書				○
添付書類	許可証の写し				○
	※住民票(個人・法人役員等)				○
	※法人の登記事項証明書				○
	株主確認書類等(法人税申告書別表二等)				○
	※株主(法人)の登記事項証明書				○
	※登記されていないことの証明書(個人・法人役員等)				○
	定款又は寄付行為				○
	事務所及び群馬県内の事業場(駐車場)等の付近の見取図				○
	車検証(自動車検査証記録事項)の写し				○
	車両の賃貸借契約書等の写し				○
	決算書				○
	※法人税納税証明書				○
	※所得税納税証明書				○
	「水銀廃棄物取扱品目一覧」(特別管理産業廃棄物収集運搬業者用)	該当する番号に○印を付けてください(該当がない場合は省略できません。) 1. H29.10.1以降に特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請又は更新許可申請をしている。 2. 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証書換え申出書を提出している。			

※印の書類については、申請者が許可申請の際に原本を提示すれば、その写しを提出することが可能です。

・2つ以上の許可を同日に申請する場合に記入

今回添付を省略した書類は、〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した以下の申請書に添付されています。

( 産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業 新規 ・ 変更 ・ 更新 ) 許可申請書